

令和 8 年度 桶川市小規模工事契約希望者登録申請書提出要領

(臨時登録となりますので、現在登録済みの方の申請は不要です。)

1 制 度

この制度は、市が発注する小規模工事について、桶川市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていない市内の小規模事業者の受注機会を拡大することにより、市内経済の活性化を図ることを目的として定めたものです。

2 対象となる契約

この制度により、契約できる小規模工事については、その技術的内容が比較的容易で、履行の確保が容易であると認められるものであって、かつ、設計金額が 2 0 0 万円以下のものに限るものとします。

3 登 録

この制度に登録できる方は、**市内に主たる事業所を有する法人**又は**市内に主たる事業所及び住所を有する個人**とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する方は、登録できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 桶川市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種の対象小規模工事を履行するに当たり必要となる資格、許可等を有しない者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- (5) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項の別表第 1 に規定する以外のものを業とする者

※なお、登録されますと、市が発注する小規模工事についての見積業者と

して選定される資格を有することになります。見積業者として必ず選定されるとか、契約を約束するということではありませんので、ご注意ください。

4 提出書類

- (1) 桶川市小規模工事契約希望者登録申請書（様式第1号） 1部
- (2) 業務を履行するに当たり、許可・免許等が必要な場合には、その写し
- (3) 最新年度の納税証明書

○法人の場合・・・法人市民税

○個人の場合・・・市県民税

※上記について、納期未到来を除き完納されていること。

※非課税の場合は、非課税証明書を添付してください。

※新規に設立した法人で課税期間がない場合は、所在証明書を添付してください。

※証明書発行日は提出時の直前3か月以内のものに限ります。写しでも可。

5 提出方法

持参に限ります。（郵送での受付はいたしません。）

6 受付期間

令和8年9月1日（火）から9月10日（木）まで

（土曜日・日曜日を除きます。）

7 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までを除きます。）

8 受付場所

桶川市役所3階 契約管財課

9 登録の有効期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までです。

10 その他

- (1) 小規模工事の見積業者として、選定（指名）した場合には、事業担当

課から連絡させていただきます。なお、選定された場合でも都合により見積書の提出を辞退したい場合には、事業担当課にご連絡ください。辞退されても、それを理由として以後の選定に不利益な取扱いを受けることはありません。

- (2) 契約については、原則として複数（２人以上）の方から見積書の提出を受け、最も低い価格の見積書を提出された方と契約することとなります。ただし、桶川市競争入札執行要領（平成６年３月２８日市長決裁）第２２条に定める額及び契約の目的又は性質等により契約の相手方が特定される場合においては、１人の方から見積書を徴することがございます。契約の方法等につきましては、事業担当課でご説明します。
- (3) 請負代金の支払いにつきましては、工事等の完成後に検査を行い、その後に提出していただく請求書に基づき、請求日から４０日以内に支払いします。
- (4) 登録申請書の記載事項について虚偽があった場合には、登録を抹消します。
- (5) 桶川市小規模工事契約希望者登録名簿の公表については、令和８年１０月１日より、市ホームページのほか、契約管財課窓口（桶川市役所３階）での閲覧方式により行う予定です。（登録された携帯電話番号については、非公表とします。）